

水 監 第 5 7 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

水俣市長 高 岡 利 治 様

水俣市監査委員 坂 本 幸 則
同 真 野 頼 隆



令和 2 年度決算に係る水俣市財政健全化審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度決算に係る水俣市健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和2年度 水俣市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
①実質赤字比率	—	13.67	
②連結実質赤字比率	—	18.67	
③実質公債費比率	10.7	25.0	
④将来負担比率	51.3	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率はなく、黒字である。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率はなく、黒字である。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は10.7%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は51.3%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

水 監 第 5 8 号
令和 3 年 8 月 3 1 日

水俣市長 高 岡 利 治 様

水俣市監査委員 坂 本 幸 則
同 真 野 頼 隆



令和 2 年度水俣市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付
された令和 2 年度水俣市公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を
記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和2年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
①資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度水道事業会計決算における資金不足はなく、資金不足比率は「—%」となっており、経営健全化基準20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
①資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度公共下水道事業会計決算における資金不足はなく、資金不足比率は「—%」となっており、経営健全化基準20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

比 率 名	令和2年度	経営健全化基準	備 考
	(%)	(%)	
①資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和2年度病院事業会計決算における資金不足はなく、資金不足比率は「—%」となっており、経営健全化基準20.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。